

「平成 24 年度第 2 回 国際植物防疫条約に関する国内連絡会」議事概要

開催日時：平成 24 年 10 月 4 日（火） 14：00～15：00

開催場所：農林水産省三番町共用会議所内 大会議室

【議事次第】

1. 開会
2. 各国協議に諮られている ISPM 案に関する意見交換
 - (1) ISPM 案の概要
 - (2) 「平成 24 年度第 1 回 国際植物防疫条約に関する国内連絡会」での委員からの指摘事項に対する検討結果
 - (3) ISPM 案に対する我が国のコメント案
3. 閉会

【議事概要】

各国協議に諮られている ISPM 案に関する意見交換

〈主な質疑応答〉

(1) 電子植物検疫証明 (ISPM No. 12 の付録 1)

山浦委員：輸出国 NPPO から輸入者へ通知する情報には、輸出日時も含まれるのか。

北原係長：証明書に記載すべき事項は条約で規定されているが、輸出日時は記載すべき項目に含まれていない。

山浦委員：了解した。

増田委員：交換メカニズムに関するコメントについて、NPPO は電子システムの設定に責任があるとしているが、「設定」というよりも「維持管理」という意味合いにした方がよいのではないか。

北原係長：了解した。IPPC 事務局にコメントを提出する際は、ご指摘の箇所について「establishment and maintenance」に修正の上、コメントを提出させていただく。

(2) ミバエ (ミバエ科) の寄生に対する果物及び野菜の寄主ステータスの決定

増田委員：和訳の中で「果実」と「果物」という 2 通りの語が使用されているが、どのように両者を使い分けているのか。

福嶋室長：タイトルの「fruit」は品目としての「果物」を指しており、本文中の「fruit」は試験に用いる対象として、植物学的な意味での「果実」という語を使用しているということが考えられる。意図的な使い分けがあるかどうかについては、再度精査して参りたい。

(3) 有害動植物無発生地域における突発的発生時のミバエ検疫地域の設定 (ISPM No. 26 の付属書)

山浦委員：輸出入国間で植物検疫措置を巡る議論があった場合、日本の場合は二国間協定があるので通常問題ないということだが、このような問題に対処できるような国際的なルールが必要ではないか。

古茶委員：突発的な病害虫発生があった場合の輸入国での措置の強化などに関する国際的な合意は今のところ存在しないと思う。そのような国際的なルールの必要性も検討すべきではないか。

福島室長：ご指摘のとおり、通常は事前に突発的発生などの事態を想定して、輸入国の措置について必要な合意が二国間でなされていることが多いが、措置の強化など具体的な対応については国際的なルールがなく関係国間で議論が生じることも想定される。

坂田課長補佐：突発的発生等の事例があった際の措置に関する関係国間の認識のずれに対処するための ISPM が必要であれば、今後検討して参りたい。

秋山委員：ISPM No. 5 の outbreak の定義の後半部分（定着した有害動植物個体群の突然の著しい増加）は本案の内容と矛盾しているように思う。用語については IPPC の用語に関する専門家グループによって長い議論を経て決められているものと理解しているが、このような定義となった背景が分かれば後でよいのでお教えいただきたい。また、仮訳において outbreak の訳が「異常発生」や「突発的発生」とされているので、どのような日本語にすべきか検討していただきたい。

坂田課長補佐：outbreak の定義については、本案における当該用語の使用と齟齬のないものとなっているか確認したい。また、和訳作成については今後とも注意して参りたい。

(4) カンキツ黒星病の診断プロトコル (ISPM No. 27 の付属書)

なし。

(5) *Tilletia indica* Mitra の診断プロトコル (ISPM No. 27 の付属書)

なし。

まとめ

今回の議論を反映し我が国最終コメントを作成することとなった。